

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年7月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和2年度第4回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和2年7月10日（金）午後3時00分から午後5時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理機構事業（農地集積計画）に係る意見決定について
- (6) 議案第6号 農地所有適格法人について（別紙）
- (7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（除外）に伴う意見聴取について（別紙）
- (8) 報告第1号 許可不要転用届出について

その他

- (1) 利用権設定の更新について
- (2) 耕作放棄地防止啓発活動（景観美化活動）について
・令和2年 月 日（ ）午前6時30分から（1時間程度）
- (3) 農地パトロールについて（別紙）
- (4) その他

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員（0人）

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（4人）

2番 坂本 哲也	7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光
9番 渡邊 幸伸		

(2) 欠席委員（5人）

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第4回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中4名の出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。
- 会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。
- 事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
また、会議に際しまして、議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、申請者都合により取り下げとなりましたので、御報告いたします。よって、議案番号を一つずつ繰り上げてくださいますようお願いいたします。
それでは、会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。
- (賛同の声)
- ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に7番 宮村委員 8番 可村委員をお願いします。
本日の会議書記に農政課職員の高山参事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。
- つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
譲受人が同一人物でありますので、番号1と番号2は一括して審議させていただきます。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1と番号2を一括して説明します。

番号1と番号2の譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

番号1は申請地：原水字上前通5168番1 外1筆

地目：畑 合計 3,631㎡

番号2は申請地：原水字上前通5168番2 外1筆

地目：畑 合計 5,117㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を7月2日（木）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P6をご覧ください。

農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります本田農業委員及び渡邊推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は夫婦で農業に従事されており、今回、総合体育館の建設計画に伴い、所有していた農地を手放すことになり、その代替地として新たに農地を取得するものです。取得後も今までどおり水稻・麦を主に作付するとのことでもあります。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、総合体育館用地で手放す前は下限面積を上回っていましたが、手放したことにより現在3,765㎡であります。今回取得する農地が合計で8,748㎡ありますので、12,513㎡となり、下限面積を満たすものとなります。

（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆5番委員
(本田)

議案第1号の番号1及び番号2について、5番委員が説明します。

譲受人は、夫婦で農業に従事されており、主に水稻の作付けをされております。申請地においても既に一部作付けされており、現地調査においても、適正に農地を管理されておりました。特段問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

(意見多数)

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1及び番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第1号の番号1及び番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に番号3について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

先程と同じく、農地法第3条でありますので、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止しており、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：馬場楠字六地藏74番

地目：畑 地積：1,117㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、同じく現地調査を7月2日(木)に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP7～P10をご覧ください。

農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります川端農業委員及び坂本推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は家族で農業に従事されており、今回、借受けしている申請地の所有者から売買の話があり、規模拡大を図るため、農地を取得するものです。取得後も今までどおり甘藷・白菜等の作付けをするとのことであります。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、25,914㎡であり下限面積の条件を満たしております。

（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員
(川端)

議案第1号の番号3について、1番委員が説明します。

譲受人は、家族で農業に従事されており、主に甘藷等の野菜の作付けをされております。また、本地域で作付けされている「えごま」の栽培にも主体的に取り組んでおられます。現地調査においても、適正に農地を管理されておりました。特段問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めまます。

ありませんか？

(意見多数)

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。

よって議案第1号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を
議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動の伴わない自己転用でございます。

議案書2ページ、番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字下八町2102番2

地目：田

転用面積：908㎡

転用目的は、牛舎の建設です。

この議案につきましても、同じく現地調査を7月2日(木)に実施していま
す。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP11～
P14をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラ
ベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は農業振興地域内にある土地で、用途区分が農業用施設用地です。
次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」
まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありません
でした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりがある農業振興地域内の農業用施
設用地であり、原則転用不可であります。転用の目的が農業用施設で、
農業の振興に資する施設の用に供するためのものであり、不許可の例外と
判断しております。

なお、当該地は農振農用地であったため、農振法の軽微な変更により、農
用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しているものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として
判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 8 番委員
(可村)

議案第 2 号の番号 1 について、8 番委員が説明します。
本申請地は、10ha 以上の広がりのある農振農用地であります。軽微な変更により、用途区分を農業用施設用地に変更するとともに、転用目的が農業用施設の牛舎であり、北側は牛舎、東側は水路、西側は農機具倉庫となっており、南側は田であります。牛舎の建設を行っても日照不足等の影響は少ないものと思われま。よろしくご審議をお願いします。

◎ 議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？
無いようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局

農地法第 5 条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書 3 ページ、議案第 3 号 番号 1 について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字下前原 8 3 1 番 8 外 1 筆
地 目：畑
転用面積：合計 1,085㎡
転用目的は、建売住宅（4 区画）です。
権利は、所有権の移転です。
この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を 7 月 2 日（木）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 15 ～ P 18 をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について
農地区分は第 1 種農地と判断しました。
(10ha 以上の広がりのある一段の農地)
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「10 の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。
当該農地は周辺に 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地であり、原則不

許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員
(柴藤)

議案第3号の番号1について、7番推進委員が説明します。

本申請地は、周辺に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、南側・東側は町道、西側・北側は宅地に囲まれており、宅地へ転用することによって他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号2を説明します。

議案書の3ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字北下原1429番9

地 目：畑

転用面積：501㎡

転用目的は、資材置場です。

権利は、賃借権の設定による転用です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を7月2日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP19～P21をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

2) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。

(10ha未満の小集団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地であり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達成することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番推進委員
(渡邊)

議案第3号の番号2について、9番推進委員が説明します。

本申請地は、10ha未満の小集団の農地であり、北側・東側・南側は宅地、西側は道路に囲まれており、資材置場にすることにより、他に影響を与えることはないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

なお、現地は調査時の写真のとおり、違反転用の案件であり、農地の用を呈していないため、申請者に始末書を提出していただいているものです。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号3を説明します。

議案書の3ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字小平ノ上4643番2 外1筆

地 目：畑

転用面積：合計4,928㎡

転用目的は、社会福祉施設の建設です。

権利は、所有権移転による売買です。

この議案につきましては、先程と同じく現地調査を7月2日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP22～P24及びP29をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は 第2種農地と判断しました。

（10ha未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地であり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達成することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

（本案件につきましては、認可施設でありますので、代替性の検討はありません。）

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

（堀川）

議案第3号の番号3について、4番委員が説明します。

本申請地は、10ha未満の小集団の農地であり、北側・東側は山林、南側は墓地、西側は町道に囲まれており、社会福祉施設の建設により、他に影響を与えることはないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、議案第3号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号4を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号4を説明します。
議案書の3ページです。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字小平ノ上4644番の一部
地 目：畑
転用面積：495㎡
転用目的は、プレハブ倉庫置場です。
権利は、所有権の移転による転用です。
この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を7月2日（木）に実施
しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP25～
P26及びP29をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラ
ベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
2) 立地基準について
農地区分は 第2種農地と判断しました。
(10ha未満の小集団の農地)
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」
まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありません
でした。
当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地であり、原則許可すること
ができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目
的を達成することができないと認められるときは、例外的に許可すること
ができるものです。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て判断しました。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員
(堀川)

議案第3号の番号4について、4番委員が説明します。
本申請地は、10ha未満の小集団の農地であり、先程の番号3の議案の東
側に当たる場所です。先程と同じく北側・東側は山林、南側は墓地、西側は
社会福祉施設が建設されるため、転用することにより、他に影響を与えるこ
とはないものと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、議案第3号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第3号 番号5を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第3号 番号5を説明します。
議案書の3ページです。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字小平ノ上4643番1
地 目：畑
転用面積：400㎡
転用目的は、資材置場です。
権利は、所有権の移転による転用です。
この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を7月2日（木）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP27～P29をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
3) 立地基準について
農地区分は 第2種農地と判断しました。
(10ha未満の小集団の農地)
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。
当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地であり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達成することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番委員
(堀川)

議案第 3 号の番号 5 について、4 番委員が説明します。
本申請地は、10ha 未満の小集団の農地であり、先程の番号 3 の道路を挟んで西側に位置しております。北側・西側は学校用地、東側は町道、南側は雑種地であり、転用することにより、他に影響を与えることはないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 3 号の番号 5 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、議案第 3 号の番号 5 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和 2 年 6 月 30 日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書の P 4 から P 10 をご覧ください。
今日は、
1 の利用権設定が 20 件の 67 筆で合計面積 119,362.00㎡、
2 の所有権移転が 3 件 6 筆で 13,903㎡です。
計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。
よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
議案第 4 号の 1 の利用権設定及び 2 の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。
全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より令和2年6月30日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の2筆で合計面積2,890㎡です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします

次に、議案第6号「農地所有適格法人について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

別紙資料により、鍋島事務局長が説明。

◎議長

議案の説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第6号の案件について、了承される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第6号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更（除外）に伴う意見聴取について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

別紙資料により、鍋島事務局長が説明。

◎議長

議案の説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第7号の案件について、了承される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第7号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の12ページをお願いします。許可不要転用届出であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後5時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年7月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人